

年管発 0116 第 3 号
令和 6 年 1 月 16 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（令和 6 年厚生労働省告示第 8 号）が本日付けで告示され、同日から適用されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者若しくは子が加給年金額若しくは子の加算額の対象者となっている受給権者若しくは受給者、障害の程度の診査が必要な受給権者若しくは受給者又は住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者、受給者若しくは年金生活者支援給付金の受給資格者（以下「受給権者等」という。）は、毎年（障害の程度の診査が必要な受給権者等が提出する障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなるところ、令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村

の区域に住所を有する受給権者等であって、被災後間もなく届書等の指定期限日が到来するものについては、指定期限日までに届書等を提出することが困難な状況にあることが想定される。

また、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が令和6年1月11日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の規定の一部が、当該地震による災害に適用された。これにより、当該地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する者等に係る行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日については、その延長等の措置が行われることとなったところである。

これらの事情に鑑み、本告示は、年金等の受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金等の支払いが一時差止めとなることがないように、その提出期限を延長するものである。

2 内容

令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する年金の受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にあるものについては、令和6年における届書等（20歳前障害基礎年金の受給権者等が提出する所得状況届、年金生活者支援給付金の受給者が提出する所得状況届等を除く。）の提出期限を令和6年6月30日とする。

年管発 0116 第 4 号
令和 6 年 1 月 16 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）

標記について、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知をしたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知方よろしく取り計らわれない。

年管発 0116 第 3 号
令和 6 年 1 月 16 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）

令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（令和 6 年厚生労働省告示第 8 号）が本日付けで告示され、同日から適用されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては、別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者若しくは子が加給年金額若しくは子の加算額の対象者となっている受給権者若しくは受給者、障害の程度の診査が必要な受給権者若しくは受給者又は住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者、受給者若しくは年金生活者支援給付金の受給資格者（以下「受給権者等」という。）は、毎年（障害の程度の診査が必要な受給権者等が提出する障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなるところ、令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村

の区域に住所を有する受給権者等であって、被災後間もなく届書等の指定期限日が到来するものについては、指定期限日までに届書等を提出することが困難な状況にあることが想定される。

また、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が令和6年1月11日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）の規定の一部が、当該地震による災害に適用された。これにより、当該地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する者等に係る行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日については、その延長等の措置が行われることとなったところである。

これらの事情に鑑み、本告示は、年金等の受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金等の支払いが一時差止めとなることがないように、その提出期限を延長するものである。

2 内容

令和6年1月1日において令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する年金の受給権者等であって、その誕生日が1月1日から5月31日までの間にあるものについては、令和6年における届書等（20歳前障害基礎年金の受給権者等が提出する所得状況届、年金生活者支援給付金の受給者が提出する所得状況届等を除く。）の提出期限を令和6年6月30日とする。